

なでしこ苑 重要事項説明書

指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

あなたに対する指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護（以下単に「指定短期入所療養介護等」という。）提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生省令第37号第155条、125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

| | |
|--------|-------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部岡山県済生会 |
| 法人の所在地 | 岡山市北区国体町2番25号 |
| 法人の種別 | 社会福祉法人 |

2 ご利用施設及び対象者

| | |
|---------|---|
| 施設の名称 | 介護老人保健施設 なでしこ苑 |
| 事業者指定番号 | 岡山県 3350180166号 |
| 施設の所在地 | 岡山市北区国体町3番12号 |
| 管理者の名前 | 竹島 正幸（医師） |
| 電話番号 | 086-252-2860 |
| FAX番号 | 086-252-2281 |
| 入所定員 | 利用者が申込みしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数 |
| 対象者 | 要介護1～5及び要支援1・2の方 病状が安定された方 |

3 事業の目的と運営方針

| | |
|---------|---|
| 事業の目的 | 介護保険法の規定に基づき、日常生活機能の改善を促進し、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、入浴・排泄・食事の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他適切な医療ケアと機能訓練を行うとともに、その有する能力に応じ利用者が1日でも長く居宅での自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し行われるように努める。 |
| 施設の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">指定短期入所療養介護等利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って施設サービスを提供するように努める。地域や家庭との結びつきを重視し、常に明るく家庭的な雰囲気の中でサービスを行う。地域用且支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努める。 |

4 施設の概要

| | | | |
|-------|----|----|----------|
| 居室の種類 | 室数 | 面積 | 1人あたりの面積 |
|-------|----|----|----------|

| | | | |
|------|-----|---------|-------|
| 1人部屋 | 20室 | 380.0㎡ | 19.5㎡ |
| 2人部屋 | 2室 | 38.17㎡ | 9.54㎡ |
| 4人部屋 | 14室 | 516.84㎡ | 9.23㎡ |

| 設備の種類 | 室数 | 面積 | 1人あたりの面積 |
|---------------------|----|----------------|----------|
| 食堂 (レクリエーションルーム) | 2室 | 243.11㎡ | 3.03㎡ |
| 機能訓練室 | 1室 | 88.31㎡ | 1.10㎡ |
| 浴室 (機械浴) | 1室 | 156.0㎡ (1台) | |
| 診察室 | 1室 | 19.50㎡ | |
| 静養室 | 1室 | 19.50㎡ | |
| 談話室 | 3室 | 110.98㎡ | 1.38㎡ |

5 職員体制（主たる職員）

| 従業員の職種 | 人数 | 常勤 | | 非常勤 | | 常勤換算後の人数 | 事業者の指定基準 | 保有資格 |
|--------------|----|----|----|-----|----|----------|----------|----------------|
| | | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | | | |
| 管理者（医師） | 1 | | 1 | | | 1 | 1 | 内科医師 |
| 医師 | 1 | | | | 1 | 0.8 | 0.6 | 内科医師 |
| 支援相談員 | 2 | 1 | 1 | | | 2.0 | 1 | 社会福祉士 |
| 介護支援専門員 | 1 | | 1 | | | 1 | 1 | 介護支援専門員 |
| 理学療法士又は作業療法士 | 6 | | | 6 | | 4.8 | 0.7 | 理学療法士 作業療法士 |
| 看護職員 | 8 | 8 | | 1 | | 8.0 | 6 | 看護師/准看護師 |
| 介護職員 | 23 | 22 | | 1 | | 22.8 | 16 | 介護福祉士 研修終了者 |
| 管理栄養士 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | 管理栄養士 |
| 薬剤師 | 1 | | | 1 | | 0.3 | 0.3 | 薬剤師 |

6 職員の勤務体制

| 従業員の職種及び職務内容 | 勤務体制 | 勤務時間 | 休日 |
|-----------------------|------|------------|------|
| 管理者（医師） 業務の統括 指揮監督 | 常勤 | 8:30~17:30 | 週休2日 |
| 医師① | 非常勤 | 8:30~17:30 | 週休2日 |

| | | | |
|---|--|--|-----------------------|
| 診察・健康管理及び保健衛生指導 | 月～金勤務 | (水・金は9:00～12:00まで診療所) | |
| 支援相談員 相談に対する助言及び援助 | 常勤 | 8:30～17:30 | 週休2日 |
| 介護支援専門員 サービス計画書の作成 | 常勤 | 8:30～17:30 | 週休2日 |
| 理学療法士又は作業療法士 機能訓練及び援助・指導 | 非常勤 月～金勤務 | 8:30～17:30 (内、通所リハビリへ0.3) | 週休2日 |
| 看護職員 医師の診察補助 利用者の日常生活の看護・指導 家族に対する指導 | ・日勤 ・早出① ・早出② ・遅出① ・遅出② ・夜勤 | 8:30～17:30 7:30～16:30 7:50～16:50 9:30～18:30 10:00～19:00 16:30～ 9:00 | 変則勤務 原則として 週休2日 |
| 介護職員 利用者の心身の状況等の把握と 適切な介護 | ・日勤 ・早出① ・早出② ・遅出 ・夜勤 | 8:30～17:30 7:00～16:00 7:30～16:30 10:00～19:00 16:30～ 9:00 | 変則勤務 原則として 週休2日 |
| 夜間帯は、看護職員1名・介護職員2名で対応いたします。 | | | |
| 管理栄養士 献立作成、栄養量計算及び給食記録 栄養評価、調理員の指導 | ・早出 ・遅出 ・遅出 | 7:30～16:30 9:00～18:00 10:00～19:00 | 週休2日 |

7 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

| サービスの種類 | 内 容 |
|---------|--|
| 送 迎 | ・通常送迎の実施地域：岡山市北区（他地域、応相談） |
| 食 事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士により栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した、バラエティーに富んだ食事を提供します。 ・ 食事は入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 ・ 食事時間 朝食 8:00～ 8:30 昼食 12:00～ 12:30 夕食 18:00～ 18:30 ・ 症状にあわせた医療・看護を提供します。 |

| | |
|----------|--|
| 医療・看護 | <p>医師による定期診察は、週に1回行います。但し必要がある場合には適宜診察いたします。</p> <p>ただし、当施設では行えない処置（透析）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療につきましては他の医療機関での治療となります。</p> |
| 排泄 | <ul style="list-style-type: none"> 入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても、適切な援助を行います。 |
| 入浴 | <ul style="list-style-type: none"> 1週間に2回の入浴又は清拭を行います。 利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行います。 |
| 離床着替え整容等 | <ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をいたします。 シーツ交換は、2週間に1回（随時） |
| 機能訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員（理学療法士等）による入所者の状況に適合した機能訓練を行います。 集団リハビリ及びレクリエーションにより、身体及び精神機能の維持向上に努めます。 |
| 社会生活上の便宜 | <ul style="list-style-type: none"> 必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活が安らぎと潤いのある生活となるよう、適宜レクリエーション等の行事を企画いたします。 なお、費用については、保険給付外（教養娯楽費）で、施設外レクリエーションについては参加者負担となります。 主な娯楽等 カラオケ・コーヒータ임・書道・華道・手芸等のクラブ活動 主なレクリエーション 誕生会・遠足（春・秋）・バイキング料理・夏祭・敬老会・文化祭・クリスマス会・餅つき・慰問等 |
| 相談及び援助 | <ul style="list-style-type: none"> 入所者及びそのご家族からの相談については誠意をもって応じ、可能な限りの必要な援助を行います。 行政機関に対する手続きが必要な場合は、状況に応じて代行をいたします。 相談窓口：支援相談員 橋本 裕子 |

（2）介護保険給付外サービス

| サービスの種類 | 内 容 |
|---------|--|
| 理 髪 | <ul style="list-style-type: none"> 第2・4木曜日（午前） <p>理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。</p> |
| 歯科診療 | <ul style="list-style-type: none"> 毎週水曜日 <p>岡山中央歯科クリニックの出張診療が受けられます。</p> |

8 利用料金（別紙利用料一覧表参照）

（1）基本料金

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|-------------------------|
| 法定代理受領の場合 | 介護報酬の告示上の額の1割または2割または3割 |
| 法定代理受領でない場合 | 介護報酬の告示上の額 |

（2）その他の料金

| 区 分 | 内 容 |
|-------------------------------------|---|
| 食事の提供に要する費用 | 提供する食事の材料費及び調理費かかる費用で、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。 （負担額限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の金額（1日）の負担となります。） |
| 居住に要する費用 | 施設及び設備を利用されるにあたり、「多床室」利用の場合は光熱水費相当額、「個室」利用の場合には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の原価償却費・保守管理費等）を、負担いただきます。 （負担額限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の金額（1日）の負担となります。） |
| 特別な居室の提供に要する費用 | 施設は JR 岡山駅に近く、市内の中心部に位置し交通の利に優れています。 個室の面積は 19.5 平方メートル（国の基準：10.65 メートル以上）と広くゆったりとしており、プライバシーが保たれ、落ち着いた療養生活をおくっていただけます。 個室にはトイレ・洗面設備・応接2点セット・テレビ・電話・ロッカー等を備えています。 入室していただいた場合、実費負担をしていただきます。 個 室：301. 302. 303. 310. 311. 312. 313. 315. 316 401. 402. 403. 408. 410. 413. 415. 416. 417. 418 2人部屋：325. 412 |
| 日常生活に要する費用で本人又はその家族の選択により負担していただく費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・教養娯楽費 季節行事及びクラブ活動等の材料費 （料理・手芸・工作園芸・華道・書道・絵画等） ・日用品費 シャンプー・石鹸・タオル・おしぼり・ティッシュ等 ・施設外レクリエーションの実費負担 |
| 理 髪 | 協力理髪店に直接支払う。 |
| 歯 科 受 診 | 施設利用料と合算して請求。 |
| 購入代行サービス | 購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費 |

(3) 支払方法

| | |
|--------------|--|
| 療養中の利用料の支払方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月15頃日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。 ・お支払いは、現金、銀行振込、口座振替にてお願いします。 ・振込銀行名：中国銀行 奉還町支店 普通 　　口座番号：1633455 　　口座名義：介護老人保健施設「なでしこ苑」 岡山県済生会常務理事 森本 尚俊 |
|--------------|--|

9 苦情申立先

| | |
|-------|---|
| 相談室 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者：支援相談員 橋本 裕子 ・苦情解決責任者：竹島 正幸（管理者） ・ご利用時間：平日 9時～17時 ・ご利用方法：面接及び電話 ご意見箱（1階玄関ホールに設置） |
| 第三者委員 | |
| 行政機関 | 国民健康保険団体連合会 電話 223-8811 FAX 223-9109 岡山市保健福祉局事業者指導課 電話 212-1014 FAX 221-3010 ※事業所内苦情解決体制の概要図は別紙 |

10 協力医療機関

| | |
|---------|---|
| 医療機関の名称 | 岡山済生会総合病院 |
| 院長名 | 仁熊 健文 |
| 所在地 | 岡山市北区国体町2番25号 |
| 電話番号 | 086-252-2211 |
| 診療科 | 内科・外科・整形外科・他15科（外来センター病院内） |
| 入院設備 | 473床（一般409床・緩和25床・ICU10床・HCU16床 小児13床） |
| 救急指定の有無 | 有（第2次救急） |
| 契約の概要 | 緊急時の受診及び入院（内科以外の受診） |

11 協力歯科医療機関

| | |
|---------|-----------------|
| 歯科医院の名称 | 岡山中央歯科クリニック |
| 院長名 | 西原 直広 |
| 所在地 | 岡山市北区伊島北町7-5-5F |
| 電話番号 | 086-898-1118 |

1 2 身体拘束等の禁止

当施設は、介護サービスの提供に当たり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合には、ご家族の同意を得てどの態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用者等必要な書類を記録します。

1 3 虐待防止の取り組み

当施設は、従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施しています。万が一、従業者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- ・虐待防止責任者：総括事務部長 高中 和明
- ・虐待防止担当者：支援相談員 橋本 裕子

1 4 成年後見制度の活用制度

当施設は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

1 5 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録し、事故再発防止に努めます。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行います。

1 6 非常災害時の対策

| | |
|----------|--|
| 非常時の対応 | 別途定める「岡山済生会ライフケアセンター消防計画」により対応いたします。 |
| 近隣との協力関係 | 至近距離にある岡山済生会総合病院及び職員 宿舎より応援体制ができています。 |
| 防災訓練 | 別途定める「消防計画」により、年3回行う。 <ul style="list-style-type: none">・夜間を想定した総合訓練・消火器及び消火栓による消火訓練・部署別消防教育及び訓練 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none">・防火設備 避難階段・非常口・防火戸・防火シャッター・消防用設備 |

| | |
|---------|---|
| | 自動火災報知設備・非常通報設備・スプリンクラー設備・非常警報設備(非常放送設備)・屋内消火栓(簡易散水栓)・非常電源設備・防火用水・誘導灯及び誘導標識 |
| 消 防 計 画 | 消防署への届け出 : 平成23年8月24日 防 火 管 理 者 : 岡山済生会ライフケアセンター 総括事務部長 高中 和明 |

17 施設をご利用の際に留意していただく事項

| | |
|--------------|---|
| 来訪・面会 | 面会時間 10:00 ~ 20:00 ・来訪者は、面会時間を遵守してください。 ・入所者に食べ物等を持ち込む時は必ず職員にお知らせください。 |
| 外出・外泊 | ・外出・外泊の際は前もって必ず許可を得て、帰苑時間をお知らせください。(外泊時、居室代は発生します) |
| 居室・設備・器具等の利用 | ・施設内の居室、設備、器具等の利用は本来の用法に従ってご利用ください。 ・これに反したご利用によって破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 |
| 喫煙・飲酒 | ・喫煙及び飲酒はできません。 |
| 迷惑行為等 | ・騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 ・むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。 |
| 所持品の管理 | ・所持品は必ず名前を記入してください。 ・衣類等は私物入(整理タンス・ロッカー)に入る程度として、季節の衣類の入れ替えは家族で行ってください。 |
| 宗教活動・政治活動 | ・施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 |
| 動物等の飼育 | ・施設内への個人のペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。 |

18 その他施設の運営に関する重要事項

| | |
|------|--|
| 個人情報 | 利用者本人または家族の求めに応じて、当施設の個人情報保護規程に基づき、サービス提供記録を開示します。 |
|------|--|

介護老人保健施設 なでしこ苑 短期入所療養介護利用料金一覧表

①短期入所療養介護サービス費

(令和6年8月)

| 介護サービス費(基本サービス費) | | | | | | |
|---------------------|--------------|--------|--------|------------|--------|--------|
| 負担割合 | 1割 | 2割 | 3割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| | 従来型個室【基本型】 | | | 多床室【基本型】 | | |
| 要介護1 | 764円 | 1,528円 | 2,291円 | 842円 | 1,684円 | 2,525円 |
| 要介護2 | 813円 | 1,625円 | 2,437円 | 893円 | 1,785円 | 2,677円 |
| 要介護3 | 877円 | 1,753円 | 2,629円 | 958円 | 1,915円 | 2,872円 |
| 要介護4 | 931円 | 1,862円 | 2,793円 | 1,011円 | 2,022円 | 3,033円 |
| 要介護5 | 985円 | 1,970円 | 2,954円 | 1,067円 | 2,134円 | 3,201円 |
| 在宅復帰・在宅療養支援 機能加算 | 52円 | 104円 | 156円 | 52円 | 104円 | 156円 |
| | 従来型個室【在宅強化型】 | | | 多床室【在宅強化型】 | | |
| 要介護1 | 831円 | 1,661円 | 2,492円 | 915円 | 1,830円 | 2,744円 |
| 要介護2 | 906円 | 1,812円 | 2,717円 | 993円 | 1,986円 | 2,979円 |
| 要介護3 | 972円 | 1,943円 | 2,915円 | 1,059円 | 2,118円 | 3,176円 |
| 要介護4 | 1,032円 | 2,063円 | 3,094円 | 1,118円 | 2,235円 | 3,353円 |
| 要介護5 | 1,090円 | 2,179円 | 3,268円 | 1,178円 | 2,355円 | 3,532円 |
| 在宅復帰・在宅療養支援 機能加算 | 52円 | 104円 | 156円 | 52円 | 104円 | 156円 |

※その他の加算については以下の通りです。

| サービス内容 | 負担割合 | | |
|---------------------------------|-------------------------|--------|--------|
| | 1割 | 2割 | 3割 |
| 夜勤職員配置加算 | 25円 | 49円 | 74円 |
| 個別リハビリテーション実施加算(1日につき) | 244円 | 487円 | 731円 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日につき) | 203円 | 406円 | 609円 |
| 緊急短期入所受入加算(1日につき)(利用開始日から7日を限度) | 92円 | 183円 | 274円 |
| 重度療養管理加算(1日につき)(要介護4・5に限る) | 122円 | 244円 | 366円 |
| 送迎加算(片道につき) | 187円 | 374円 | 560円 |
| 総合医学管理加算(利用中7日を限度) | 279円 | 558円 | 837円 |
| 療養食加算(1食につき) | 9円 | 17円 | 25円 |
| 緊急時治療管理加算(1日につき) | 526円 | 1,051円 | 1,576円 |
| 特定治療 | 医科点数表による | | |
| サービス提供体制強化加算(I)(1日につき) | 23円 | 45円 | 67円 |
| 介護職員等処遇改善加算(I) | 1月につき算定した総単位数に7.5%を乗じた額 | | |

| 特定介護老人保健施設短期入所療養介護 | | | |
|---------------------------------|-------------------------|--------|--------|
| サービス内容 | 負担割合 | | |
| | 1割 | 2割 | 3割 |
| 3時間以上4時間未満 | 674円 | 1,347円 | 2,020円 |
| 4時間以上6時間未満 | 940円 | 1,880円 | 2,820円 |
| 6時間以上8時間未満 | 1,315円 | 2,629円 | 3,943円 |
| 個別リハビリテーション実施加算(1日につき) | 244円 | 487円 | 731円 |
| 緊急短期入所受入加算(1日につき)(利用開始日から7日を限度) | 92円 | 183円 | 274円 |
| 重度療養管理加算(1日につき)(要介護4・5に限る) | 122円 | 244円 | 366円 |
| 送迎加算(片道につき) | 187円 | 374円 | 560円 |
| 療養食加算(1回につき) | 9円 | 17円 | 25円 |
| 緊急時治療管理加算(1日につき) | 526円 | 1,051円 | 1,576円 |
| 特定治療 | 医科点数表による | | |
| サービス提供体制強化加算(I)(1日につき) | 23円 | 45円 | 67円 |
| 介護職員等処遇改善加算(I) | 1月につき算定した総単位数に7.5%を乗じた額 | | |

介護老人保健施設 なでしこ苑 短期入所療養介護利用料金一覧表

②介護予防短期入所療養介護サービス費

(令和6年8月)

| 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 | | | | | | |
|---------------------------|------|--------|------------|-------------------------|--------|--------|
| 負担割合 | 1割 | 2割 | 3割 | 1割 | 2割 | 3割 |
| 従来型個室【基本型】 | | | 多床室【基本型】 | | | |
| 要支援1 | 588円 | 1,175円 | 1,762円 | 622円 | 1,244円 | 1,865円 |
| 要支援2 | 737円 | 1,473円 | 2,209円 | 785円 | 1,570円 | 2,355円 |
| 従来型個室【在宅強化型】 | | | 多床室【在宅強化型】 | | | |
| 要支援1 | 641円 | 1,282円 | 1,923円 | 682円 | 1,363円 | 2,045円 |
| 要支援2 | 789円 | 1,578円 | 2,367円 | 846円 | 1,692円 | 2,538円 |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(1日につき) | | | | 52円 | 104円 | 156円 |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(1日につき) | | | | 52円 | 104円 | 156円 |
| 夜勤職員配置加算 | | | | 25円 | 49円 | 74円 |
| 個別リハビリテーション実施加算(1日につき) | | | | 244円 | 487円 | 731円 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日につき) | | | | 203円 | 406円 | 609円 |
| 送迎加算(片道につき) | | | | 187円 | 374円 | 560円 |
| 総合医学管理加算(利用中7日を限度) | | | | 279円 | 558円 | 837円 |
| 療養食加算(1回につき) | | | | 9円 | 17円 | 25円 |
| 緊急時治療管理加算(1日につき) | | | | 526円 | 1,051円 | 1,576円 |
| 特定治療 | | | | 医科点数表による | | |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日につき) | | | | 23円 | 45円 | 67円 |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | | | | 1月につき算定した総単位数に7.5%を乗じた額 | | |

③共通サービス費

| 介護保険給付外・施設介護サービス | | | | | |
|------------------|--|-------------------|--|----------------------|--------|
| 利用者負担段階 | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階 |
| 食費 | 調理費及び食材費(1日につき) | 300円 | 600円 | ① 1,000円 ② 1,300円 | 1,460円 |
| | 【食費内訳:朝食250円 昼食630円 夕食580円】 4段階の方 食費は1食毎算定 | | | | |
| 居住費 | 個室(1日につき) | 550円 | 550円 | 1,370円 | 1,728円 |
| | 多床室(1日につき) | 0円 | 430円 | 430円 | 437円 |
| | 特別な室料 | 個室(1日につき) | 1,650円 部屋番号:301~303、310~313、315、316、401~403、408、410、413、415~418 ※増加備品:家具2点セット・電話・テレビ・ロッカー・トイレ | | |
| | 2人部屋(1日につき) | 330円 部屋番号:325、412 | | | |

※利用者負担段階は介護保険負担限度額認定証による。

※特別な室料は個人の選択による負担

| 日常生活に要する費用で本人又はその家族の選択により負担していただくことが適当な費用 | 項目 | 料金 | | 内容 |
|---|---------|----|--------|------------------------|
| | 日用品費 | 1日 | 200円 | 石鹸・シャンプー・おしぼり等 |
| | 教養娯楽費 | 1日 | 200円 | クラブ活動等の材料費等 |
| | 電気器具使用料 | 1日 | 30円 | 1点につき |
| | 電話使用料 | 実費 | | |
| | 診断書料 | 1通 | 1,650円 | 各種診断書(当苑書式)・死亡診断書(公文書) |
| | 診断書料 | 1通 | 5,500円 | 上記以外の診断書 |
| | 診断書料 | 1通 | 550円 | 在所証明等 |